

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和6年12月18日 鏡石町農業委員会第17回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和6年 12月 9日 (月)
- 2 会 期 令和6年 12月18日 (水) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和6年 12月18日 (水) 午後 1時58分
閉 会 令和6年 12月18日 (水) 午後 2時30分

4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム 会議室

5 招集委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|------------|
| 2番 大河原 雄二君 | 6番 稲田 孝君 |
| 7番 佐藤 丹治君 | 10番 円谷 勝彦君 |

6 出席委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|------------|
| 2番 大河原 雄二君 | 6番 稲田 孝君 |
| 7番 佐藤 丹治君 | 10番 円谷 勝彦君 |

7 欠席委員

なし

8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉田 光 則 主事 小田 川 翼

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第 3 号 現況確認証明申請について
報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 2 号 合意解約について

開会 午後 1 時 5 8 分

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第 17 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。
会議に先立ちまして、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。

会長

皆さんこんにちは。だいぶ寒い日が続いておりますが、農作業の方はだいたい終わり一段落したという事で、今年もあと 2 週間なく、早く感じるころであります。皆さんもインフルエンザ等、気を付けてください。
今日は議案が 3 件と、報告 2 件と言うことで、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。
以降の議事の進行につきましては会長にお願ひいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。
欠席者については、皆無であります。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。
「1 番 大塚 光法 委員」「2 番 根本 竜太郎 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。
全部で 4 件になります。
番号 1、番号 2 とともに、岡ノ内地区において畑 1 筆になります。規模拡大と規模縮小による売買になっております。

事務局	<p>続いて番号3 蒲之沢町地区において、田1筆になります。面積281㎡で50万円での売買になります。申請事由につきましては、規模拡大と規模縮小になります。</p> <p>続いて番号4 桜岡地区において田の4筆となります。10a当たりの単価につきましては全て合わせて50万円での売買となっております。申請事由につきましては、規模拡大と規模縮小です。</p> <p>設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第1号について説明が終わりました。</p> <p>ここで地元委員より意見を求めます。</p> <p>7番 佐藤推進委員</p>
佐藤推進委員	<p>議案第1号 番号1及び番号2についての現地確認は、12月10日(火)、私のほか稲田委員と実施しました。</p> <p>現地では、譲受人と面会し、どちらの農地も兄弟間での贈与となり、現に譲受人が耕作しているため、譲渡人から当該農地を譲り受け、引き続き営農を継続していくための所有権移転に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、6番 稲田推進委員</p>
稲田推進委員	<p>議案第1号 番号3についての現地確認は、12月10日(火)、私のほか稲田委員と実施しました。</p> <p>現地では、代理人の司法書士と面会し、譲渡人から当該農地を譲り受け、規模拡大するための所有権移転に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、2番 大河原推進委員</p>
大河原推進委員	<p>議案第1号 番号4についての現地確認は、12月10日(火)、私のほか菊地会長と実施しました。</p> <p>現地では、譲受人と、その父親の方と面会し、譲渡人から当該農地を譲り受け、規模拡大するための所有権移転に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑に入らせていただきます。</p> <p>発言のある方は挙手願います。</p> <p>(2番 手を挙げる)</p>
議長	<p>2番 根本委員</p>
根本委員	<p>番号1、番号2についてですが、どちらも同じ面積ですが地図を見ると番号1の方が大きく見えるのですが、どちらも同じ面積で間違いはないでしょうか。</p> <p>(事務局 手を挙げる)</p>

事務局 私の方からご説明させていただきます。こちらの地図は住宅地図を用いて、手で作成しているもので、多少の大きさのずれが出てしまいまして、大変申し訳ありませんが、登記簿上確認しますと、どちらも同じ面積となっていることに間違いございません。

議長 他に発言のある方はいますか。

(質疑・意見なし)

質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、をご説明いたします。
全部で4件ございます。
番号1、番号2、どちらも利用権の種類は賃貸借権です。深内町地区において、田、10a当たり米0.5俵の1筆ずつになっております。設定期間は5年間です。
番号3 利用権の種類は賃貸借権、大宮地区において6筆、田、10a当たり米0.5俵の設定期間は10年間となっております。
番号4 利用権の種類は所有権です。豊郷地区において、田6筆、雑種地3筆、合計9筆となっております。こちら農業振興公社の売買なので本来、雑種地は農業委員会関係ないのですが、売買ですと法面は田に含まれるとの事ですので今回記載させていただいております。10a当たり田んぼは15万円、雑種地は5万円での売買となっております。
設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。
説明は以上です。

議長 議案第2号について、説明が終わりました。
ここで議事参与の制限について申し上げます。
議案第2号について、「6番 稲田 貴夫 委員」の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく、議事参与の制限に該当します。
本件の審議及び裁決については、「6番 稲田 貴夫 委員」は退席願います。

議長 暫時、休議いたします。

(休議 14:18)

稲田委員 退席
(開議 14:18)

議 長 休議前に引き続き、会議を開きます。
それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する
意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見
の決定については、計画に賛成と決定しました。
暫時、休議いたします。

(休議 14:19)

稲田委員 入室

(開議 14:19)

議 長 休議前に引き続き、会議を開きます。
次に議案第3号 現況確認証明申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 現況確認証明申請についてご説明いたします。

今回の申請は1件になります。

番号1 豊郷地区畑1筆、豊郷中地区田1筆、成田原町地区3筆の合計5
筆となっております。

現況非農地の理由につきましては、農業に従事しているものや後継者がお
らず、自身も高齢化により農地の管理ができない。また、原野化し田に復元す
ることが難しく借り手も見つからず結果として荒廃農地となったものでござい
ます。

地番、面積、位置図については記載のとおりです。

事務局からは説明は以上となります。

議 長 議案第3号について、説明が終わりました。
ここで地元委員の意見を求めます。

10番 円谷推進委員

円 谷 議案第3号についての現地確認は、12月10日(火)私のほか円谷職務
推進委員 代理者、大塚委員、事務局の4名と実施しました。

現地は、成田原町の3筆については、現に耕作されておらず雑木が生える
など、原野化、山林化しており、農地に復元することは困難であることを確認
しました。

豊郷地区においては、草刈り等の保全管理がされており、耕起する必要はあるものの耕作可能な状況でした。

また、豊郷中地区においても今年度耕作されており、現況農地として利用されていることを確認しました。

よって、豊郷地区、豊郷中地区については、非農地ではないと判断しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第3号 現況確認証明申請について、豊郷地区、豊郷中地区については不許可、その他成田原町地区の3筆は非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第3号 現況確認証明申請については、豊郷地区及び豊郷中地区については不許可、その他成田原町地区の3筆は非農地と判断することに決定しました。

議長 次に報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明いたします。
今回の申請は2件になります。
番号1 本町地区において畑の1筆となっています。権利の種類、目的は所有権の宅地です。施設の概要については自己住宅の転用によるものです。用途区分、第一種中高層住居専用地域となっております。
続いて番号2 東町地区において田の3筆です。権利の種類、目的は所有権、施設の建築となります。施設の概要は障がい者通所施設です。
地番、面積、位置図については記載のとおりです。
説明は以上となります。

議長 報告第1号について、説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定しました。

議 長	次に、報告第2号 合意解約について を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第2号 合意解約について、をご説明いたします。 今回2件の届出が提出されました。番号1 利用権の種類については賃貸 借権の解約になります。河原地区において田、1筆になります。解約日につ いては、令和6年12月2日になります。 続きまして番号2 利用権の種類は賃貸借権の解約です。南町地区におい て田、3筆になります。解約日についてはこちらも令和6年12月2日にな ります。 地番、面積、位置図については記載のとおりです。 説明は以上となります。
議 長	報告第2号について説明が終わりました。 報告第2号について、報告のとおり承認することに御異議ございません か。 (異議なし)
議 長	御異議がないようですので、報告第2号 合意解約については、報告のと おりこれを承認することに決定しました。
議 長	その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願い いたします。 (発言なし)
議 長	ないようですので、以上をもちまして、 鏡石町農業委員会第17回定例総会を閉会といたします。
議 長	閉会 午後 2 時 30 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違
ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 1番 印

署名委員 2番 印